

平成21年7月23日

鳥取県知事
平井 伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
(本人確認情報の保護に関する審議会)
会 長 寺垣 琢生

鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条に規定する本人確認情報を利用する
ことができる事務の追加について (答申)

平成21年4月24日付けで諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

1 諮問のあった本人確認情報を利用することができる事務の追加について

(1) 県が住民に対して住民票の写しを求めている事務の追加について

諮問文に掲げられた16項目の事務について県に説明を求めた結果、いずれも、法令で定める事務の遂行に必要な書類として、現在県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務であり、本人確認情報を利用することで、住民が直接、市町村役場に出向いて住民票の写しを取得する手間を省略することができ、もって住民の利便性の向上に資すると考える。

したがって、当該事務を鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号。以下、「条例」という。）第2条に追加し、本人確認情報を利用することは適当と認める。

(2) 県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務の追加について

諮問文に掲げられた4項目の事務は、(1)と異なり、住民の同意を要せずに県が住民票の写しを取得するものである。

これについて県に説明を求めた結果、いずれも、職務上住民に対して調査を行うことができる権限が法律又は条例で付与されている事務若しくは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下、「法」という。）第12条の2第1項に規定される「法令で定める事務」に該当する事務として、現在県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務であり、法令上本人の同意を要することなく取得することが可能なものである。このことは、税の適正な課税及び公平性の確保、浄化槽の機能維持等、県が住民票の写しを必要とする目的から考えてみても、合理的なものと認められる。

また、現在、県から市町村に対して、県税の賦課徴収事務で年間10,000件超、県の公共用地の取得事務で年間2,500件程度の住民票の写しの請求等を行っており、県及び市町村において相当な事務量が発生している。これらを本人確認情報の利用に切り替えることで、両方で生じている事務量及び経費を削減することができ、もって業務の合理化に資すると考える。

したがって、当該事務を条例第2条に追加し、本人確認情報を利用することは適当と認める。

2 本人確認情報の利用にあたってのセキュリティ対策について

諮問文に掲げられた事務を条例に追加することに伴い、本人確認情報を閲覧する端末（以下、「端末」という。）を利用する職員（以下、「操作者」という。）の範囲が拡大し、利用件数が増加することが予想される。そこで、システム上のセキュリティ（安全性）確保に対する問題及び操作者による本人確認情報の濫用への危惧が生じる。

このことについて、県に説明を求めた結果、

- ① 本人確認情報は、住民の住所、氏名、性別、生年月日、住民票コード及びこれらの変更情報に限られ、これら以外の情報が付記されるものではないため、住民票の写しの内容と比べて、情報量が少ないこと
※住民票の写しの記載内容のうち、本人確認情報で閲覧できない内容：戸籍、世帯主、世帯主との続柄 など
- ② 端末を利用する際には、専用のＩＣカード及びパスワードを必要とし、ＩＣカードについては所属長が管理する体制となっていること
- ③ 端末の操作履歴が残るため、不正使用を監視できるシステムとなっていること
- ④ 法第３０条の２９の規定に基づき、都道府県知事は本人確認情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならないことになっており、これを受けて、専用回線以外の外部との接続、電子媒体への複製等が制限された仕様の端末を設置していること
- ⑤ 操作者は、住民基本台帳法及び鳥取県個人情報保護条例により、秘密保持義務、目的外利用の制限等が課せられ、違反に対する罰則規定も設けられていること
- ⑥ システム管理者（県情報政策課長）は、本人確認情報処理事務等について、年に１回以上内部監査を実施するほか、外部監査の実施に向けた努力義務を負っていること

などの対応策がすでに講じられており、利用にあたっては、必要なセキュリティの確保及び本人確認情報の濫用の防止が図られるものとする。

しかしながら、操作者の範囲が拡大する上に人事異動等により固定化されたものではないため、当該職員のセキュリティに対する意識づけが重要となる。そのため、関係者を対象とした講習会をしっかりと行うことで、一層のセキュリティ確保に努めていくべきである。

【資料】

1 鳥取県個人情報保護審議会（本人確認情報の保護に関する審議会）委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏名	役職名	備考
いわい かずよし 岩井 和由	鳥取短期大学教授	
おおにし きくこ 大西 喜久子	元県西部総合事務所長	
てらがき たくお 寺垣 琢生	弁護士	会長
はまだ あけみ 浜田 あけみ	社会保険労務士	
まつもと けいすけ 松本 啓介	弁護士	

2 審議会審議経過

回	開催日	内容
第1回	平成21年4月24日（金）	・ 知事からの諮問 ・ 利用拡大を検討している事務の説明、質疑応答
第2回	平成21年5月27日（水）	・ 本人確認情報の利用に係るセキュリティ対策の説明、質疑応答 ・ 意見のとりまとめ

3 審議会議事録

別添のとおり